

## 引上げ分に係る地方消費税収(地方消費税交付金)の使途(令和6年度決算)

消費税率の改定(平成26年4月1日及び令和元年10月1日)に伴い、引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)は、消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度東大和市一般会計決算において、引上げ分に係る地方消費税収(地方消費税交付金)の使途については、次のように整理しました。

**【歳入】** 引上げ分に係る地方消費税交付金の決算額 : 1,273,498千円  
**【歳出】** 引上げ分に係る地方消費税交付金が充当される事業費の決算額 : 8,026,608千円

(単位:千円)

頁	予算科目	事業名称	事業費	財源内訳								
				特定財源				一般財源				
				国庫支出金	都支出金	市債	その他	うち引上げ分の地方消費税交付金充当額				
決算書	行政報告書	款	項	目								
		3 1 4	障害者福祉費									451,604
165	197	3	自立支援給付費等事業費	3,053,069	1,380,345	918,233				754,491	382,729	
165	204	4	自立支援医療・補装具給付事業費	146,539	72,953	36,767				36,819	18,677	
165	206	5	地域生活支援事業費	80,854	25,897	13,897				41,060	20,828	
165	211	6	在宅障害者支援事業費	41,424	1,174	5,316				34,934	17,721	
167	214	9	難病患者福祉手当支給事業費	22,965						22,965	11,649	
		3 2 2	児童措置費									702,439
173	231	2	保育園事業	3,522,259	1,191,436	1,016,329		112,843	1,201,651	609,560		
173	239	3	認可外保育施設等利用者に対する補助事業費	22,995	8,820	8,735			5,440	2,760		
173	241	4	認証保育所事業	19,982	10,227				9,755	4,948		
173	242	5	認定こども園事業費	374,136	157,006	115,372			101,758	51,619		
173	244	6	地域型保育事業費	262,117	140,510	63,260			58,347	29,598		
175	247	8	病児・病後児保育事業費	26,839	8,283	10,762			7,794	3,954		
		3 2 7	学童保育所費									45,318
187	271	1	学童保育所運営事業	259,427	34,698	85,214		50,177	89,338	45,318		
		4 1 1	保健衛生総務費									74,137
193	291	3	母子保健事業費	105,408	16,529	20,212		771	67,896	34,442		
195	307	4	成人保健事業費	88,594	265	10,076			78,253	39,695		
		合 計		8,026,608	3,048,143	2,304,173	0	163,791	2,510,501	1,273,498		

備考 1 「社会保障施策に要する経費」とは、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」に関する施策とされています。  
 2 「社会福祉」では、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「児童福祉」、「生活保護」等が具体的施策とされています。  
 3 「社会保険」では、「国民健康保険」、「介護保険」等が具体的施策とされています。  
 4 「保健衛生」では、「健康増進対策」、「感染症 その他の疾病の予防対策」等が具体的施策とされています。